

上峰町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (平成25年3月31日現在)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) H23年度の人件費率
H24年度	人 9,587	千円 3,711,057	千円 151,484	千円 642,407	% 17.32	% 18.36

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
H24年度	人 71	千円 252,953	千円 20,291	千円 87,260	千円 360,504

(参考)一人当たり給与費 B / A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
千円 5,078	千円 5,537

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成24年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

(給与減額の状況)

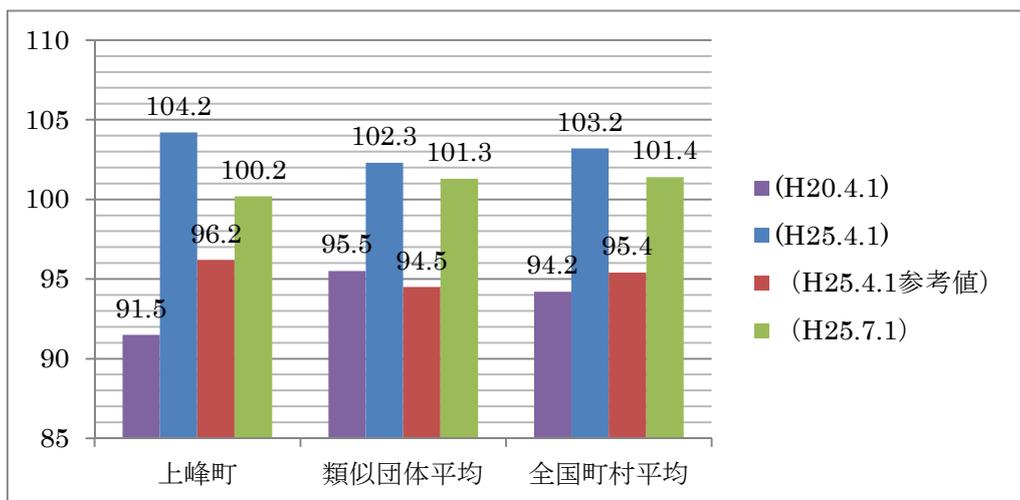
平成25年度に行っている給与の減額措置は、以下のとおりです。

国の要請等を踏まえた減額措置の取組	減額実施期間又は減額を実施していない場合はその理由
給料の3.3%減額	平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間
抑制済又は減額措置の内容	
<p>(給料) H25.4.1ラスパイレス指数104.2(参考値96.2)であったが、国が実施する減額措置に基づき、地方へも国から減額要請がなされたため、H25.7.1～H26.3.31の間給料の3.3%の減額を実施した。減額実施時点(H25.7.1)時点のラスパイレス指数は100.2</p> <p>(手当) 給料のみの実施であり、手当は減額措置の対象としていない。</p>	

(その他)

一般職に加え、町長、副町長及び教育長についても併せて給料の3.3%減額を実施

(4) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 3 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

(5) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
H24年度	円 —	円 —	円 — (-%)	% —	% —	% 改定なし

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
H24年度	月 —	月 —	月 —	月 —	月 —	月 3.95

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(注) 上峰町では独自の人事委員会は設けておらず、佐賀県人事委員会に事務を委託している。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成 25 年 4 月 1 日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
上峰町	44.2歳	326,717円	365,081円	346,237円
佐賀県	43.6歳	336,826円	409,725円	362,809円
国	43.1歳	307,220 (332,446) 円	—	376,257 (405,463) 円
類似団体	42.8歳	312,396円	354,333円	338,428円

(注) 国の区分において () 内は給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

② 技能労務職

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
上峰町	50.8歳	5人	324,520円	344,320円	330,620円	—	—	—	—
うち用務員	53.2歳	2人	327,450円	347,100円	342,700円	用務員	53.7	202,700	1.71
佐賀県	51.6歳	206人	334,415円	375,502円	349,720円	—	—	—	—
国	49.9歳	3,272人	272,119円 (286,850)	309,534円 (325,400)	—	—	—	—	—
類似団体	49.3歳	6人	271,309円	293,088円	282,229円	—	—	—	—
区分	参 考								
	年収ベース(試算値)の比較								
		公務員(C)	民間(D)	C/D					
上峰町	—	—	—						
うち用務員	円	円	%						

(注) 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成 21 年～23 年の 3 ヶ年平均)

(注) 技能労務書の職種と民間の職種等の比較に当たり、年齢、業務内容、雇用形態の点において完全に一致しているものではない。

(注) 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を 1.2 倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与額を加えた試算値である。

(注) 国の区分において () 内は給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

(2) 職員の初任給の状況（平成 25 年 4 月 1 日現在）

区 分		上峰町	佐賀県	国
一般行政職	大学卒	161,600円	172,200円	163,987円 (172,200) 円
	高校卒	140,100円	140,100円	133,418円 (140,100) 円
技能労務職	高校卒	146,700円	137,200円	—
	中学卒	—	129,200円	—

(注) 国欄における括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成 25 年 4 月 1 日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	258,200円	330,300円	369,800円	396,800円
	高校卒	212,700円	302,500円	333,300円	374,900円
技能労務職	高校卒	207,500円	275,000円	299,200円	315,300円
	中学卒	—	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

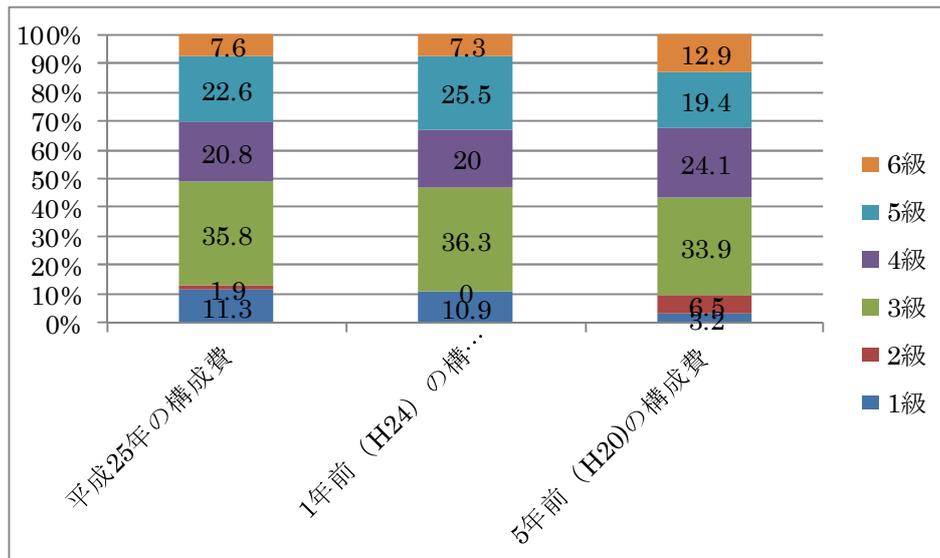
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成 25 年 4 月 1 日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
6 級	・ 高度な知識、経験を有する課長の職務	4人	7.6%	320,600円	422,600円
5 級	・ 課長の職務 ・ 課長に相当する特に困難な職務を所掌する副課長の職務	12人	22.6%	289,200円	400,600円
4 級	・ 困難な職務を所掌する副課長の職務 ・ 特に困難な職務を担当する係長及び主幹の職務	11人	20.8%	261,900円	388,300円
3 級	・ 困難な職務を担当する係長の職務 ・ 主幹の職務 ・ 係長の職務 ・ 主査の職務	19人	35.8%	222,900円	354,700円
2 級	・ 主任の職務	1人	1.9%	185,800円	307,800円
1 級	・ 主事の職務 ・ 主事補の職務	6人	11.3%	135,600円	243,700円

(注) 1 上峰町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

3 一般行政職の職員とは、職種区分のうち税務職、保健職及び技能労務職を除いた職員である。



(注) 平成 18 年に 8 級制から 6 級制に変更している。(旧給料表の 1 級及び 2 級並びに 4 級及び 5 級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

一律支給

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

上峰町	佐賀県	国
1人当たり平均支給額（平成24年度） 1,363千円	1人当たり平均支給額（平成24年度） 1,548千円	—
（平成24年度支給割合） 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	（平成24年度支給割合） 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	（平成24年度支給割合） 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算3級 5% 4・5・6級 10%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職監督者加算 10%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

一律支給（130/100）

(2) 退職手当（平成25年4月1日現在）

上峰町	国
（支給率） 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 23.03月分 28.785月分 勤続25年 32.83月分 38.955月分 勤続35年 46.55月分 55.86月分 最高限度額 55.86月分 55.86月分 その他の加算措置…無 （退職時特別昇給） 1人当たり平均支給額 0千円 16,882千円	（支給率） 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 23.03月分 28.785月分 勤続25年 32.83月分 38.955月分 勤続35年 46.55月分 55.86月分 最高限度額 55.86月分 55.86月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～20%）

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、平成24年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

支給実績なし

(4) 特殊勤務手当（平成 25 年 4 月 1 日現在）

支給実績（平成23年度決算）		0千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）		0円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成23年度）		0%		
手当の種類（手当数）		2種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （平成23年度決算）	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業手当	作業従事職員	感染症防疫業務	0千円	日額1,000円
行旅病人又は行旅死亡人取扱手当	対応業務従事職員	行旅病人若しくは行旅死亡人の対応に従事した場合	0千円	1回2,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（平成24年度決算）	10,956千円
職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）	223千円
支給実績（平成23年度決算）	10,325千円
職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）	220千円

(6) その他の手当（平成 25 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価 (月額)	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成24年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 扶養親族1人につき 6,500円 (配偶者がいない場合 1人目 11,000円) (16歳から22歳までの子1人につき 5,000円加算)	同じ	—	7,824千円	217,333円
住居手当	持家 支給なし 借家・借間(支給限度額) 27,000円	同じ	—	1,749千円	291,500円
通勤手当	交通機関利用者(支給限度額) 55,000円 自家用車等利用者(距離に応じて)2,000円~24,500円 (通勤距離片道2km未満は支給なし)	同じ	—	1,088千円	31,086円
管理職手当	課長級 35,000円 副課長級 20,000円	異なる	定額制	6,540千円	331,428円

5 特別職の報酬等の状況（平成 25 年 4 月 1 日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	町 長	709,000 円	(参考) 類似団体における最高／最低額 850,000 円／370,000 円	
	副 町 長	589,000 円	675,000 円／360,000 円	
報 酬	議 長	329,000 円	360,000 円／205,000 円	
	副 議 長	266,000 円	320,000 円／164,900 円	
	議 員	246,000 円	300,000 円／145,500 円	
期 末 手 当	町 長	(平成 25 年度支給割合)		
	副 町 長	2.95 月分		
期 末 手 当	議 長	(平成 25 年度支給割合)		
	副 議 長 議 員	2.95 月分		
退 職 手 当	町 長 副 町 長 備 考	(算定方式)		(1 期の手当額) (支給
		時期)		
		給料月額×在職 1 年につき×支給率(500/100)	14,180,000 円	任期
		毎に支給		
		給料月額×在職 1 年につき×支給率(294/100)	6,926,640 円	任期
		毎に支給		

- (注) 1 町長及び副町長の給料の減額は、平成 25 年 7 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間 3.3% の減額を実施している。
- 2 退職手当の「1 期の手当額」は、4 月 1 日現在の給料月額及び支給率に基づき、1 期(4 年＝48 月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			平成 24 年	平成 25 年		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	2	2	0	事務の統合縮小(▲1) 事務の統合縮小(▲1) 事務の統合縮小(▲1) 業務の充実
		総 務	19	18	▲1	
		税 務	7	6	▲1	
		民 生	9	8	▲1	
		衛 生	6	7	1	
農 林		4	4	0		
水 産		5	5	0		
	計	52	50	▲2	<参考> 人口1万人当たり職員数52.15人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数99.99人)	
	教育部門	13	13	0		
	小 計	65	63	▲2	<参考> 人口1万人当たり職員数65.71人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数123.37人)	
会計部門 営企業棟	下 水 道	1	1	0		
	そ の 他	4	4	0		
	小 計	5	5	0		
合 計			70 [91]	68 [91]	▲2	

- (注) 1 職員数は一般職(ただし、教育長除く。)に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成 25 年 4 月 1 日現在）



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	0人	1人	5人	5人	6人	10人	6人	8人	3人	16人	8人	0人	68人

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

区 分（年） 部 門	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	過去 8 年間の 増減数（率）
一般行政	62	62	59	52	53	51	52	52	50	▲12（▲19.4）%
教育	18	17	19	21	18	16	15	14	14	▲4（▲22.2）%
消防	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—（—）%
普通会計計	80	79	78	73	71	67	67	66	64	▲16（▲20.0）%
公営企業等会計計	4	4	4	6	6	6	5	5	5	1（25.0）%
総合計	84	83	82	79	77	73	72	71	69	▲15（▲17.9）%

（注） 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 職員数は教育長を含んだ職員数である。

7 公営企業職員の状況

(1) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成23年度の総費用 に占める職員給与費 比率
H24年度	千円 598,103	千円 7,588	千円 5,325	% 0.89	% 0.88

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
H24年度	人 1	千円 3,304	千円 836	千円 1,185	千円 5,325	千円 5,325	千円 6.209

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数は、平成25年3月31日現在の人数である。
 3 (参考) 市町村平均一人当たり給与費には、政令指定都市分を含まない。

イ 特記事項

特になし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成25年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
上峰町	36.7歳	281,000円	300,500円
市町村（政令市除く。）	44.0歳	349,691円	516,750円
事業者	一歳		一円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

上峰町	上峰町（団体平均）
1人当たり平均支給額（H24年度） 1,185千円	1人当たり平均支給額（平成24年度） 1,363千円
（平成24年度支給割合） 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.35月分 （1.45）月分 （0.65）月分	（平成24年度支給割合） 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.35月分 （1.45）月分 （0.65）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算3級 5% 4・5・6級 10%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算3級 5% 4・5・6級 10%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成 25 年 4 月 1 日現在）

上峰町			上峰町（団体平均）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	23.03 月分	28.785 月分	勤続 20 年	23.03 月分	28.785 月分
勤続 25 年	32.83 月分	38.955 月分	勤続 25 年	32.83 月分	38.955 月分
勤続 35 年	46.55 月分	55.86 月分	勤続 35 年	46.55 月分	55.86 月分
最高限度額	55.86 月分	55.86 月分	最高限度額	55.86 月分	55.86 月分
その他の加算措置 （退職時特別昇給…無）			その他の加算措置 （退職時特別昇給…無）		
1人当たり平均支給額	0 千円	0 千円	1人当たり平均支給額	0 千円	16,882 千円

（注）退職手当の 1 人当たり平均支給額は、平成 24 年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

地域手当なし

エ 特殊勤務手当（平成 25 年 4 月 1 日現在）

町と同じ

オ 時間外勤務手当

支給実績（H24年度決算）	183 千円
職員 1 人当たり平均支給年（H24年度決算）	183 千円
支給実績（H23年度決算）	228 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（H23年度決算）	228 千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（平成 25 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価 (月額)	一般職の制度との異同	一般職の制度と異なる内容	支給実績 (平成 24 年度決算)	支給職員 1 人 当たり 平均支給年額 (平成 24 年 度決算)
扶養手当	配偶者 13,000 円 扶養親族 1 人につき 6,500 円 (配偶者がいない場合 1 人目 11,000 円) (16 歳から 22 歳までの子 1 人につき 5,000 円加算)	同じ	—	234 千円	234,000 円
住居手当	持家 支給なし 借家・借間（支給限度額） 27,000 円	同じ	—	0 千円	0 円
通勤手当	交通機関利用者（支給限度額） 55,000 円 自家用車等利用者（距離に応じて）2,000 円～24,500 円 (通勤距離片道 2km 未満は支給なし)	同じ	—	0 千円	0 円
管理職手当	課長級 35,000 円 副課長級 20,000 円	同じ	定額制	0 千円	0 円